

いわき市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時

令和3年7月20日（火） 9時30分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（30人）

(1) 農業委員（24人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（11人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
府 川 将 人	農地審査係長
吉 田 早 苗	農政振興係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
鈴 木 昌 則	農地審査係 主査
福 田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
渡 邊 梓	農地調査係 事務主任

4 欠席者（0人）

5 会議の概要

事務局 (阿部次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第2回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <p>○第2回総会議案書</p> <p>○許可申請に係る意見及び決定理由書</p> <p>○現地調査位置図</p> <p>【資料1】令和3年度農業者年金加入推進活動計画（案）について</p> <p>○農業者年金加入推進セット</p> <p>【資料2】令和4年農作業労働賃金標準額について</p> <p>【資料3】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>【資料4】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出について（報告）</p> <p>【資料5】定例的現地調査スケジュール</p> <p>以上、8点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、第16期の約1年は、委員全員での唱和を省略させていただいております。</p> <p>本日から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に替えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号1番の木田テイ子委員、お願い致します。</p> <p>委員の皆様は、御起立ください。</p>
1番 木田委員	<p>-農業委員会憲章朗読-</p>
事務局 (阿部次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、御着席ください。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。</p>

草野会長

いわき市農業委員会第2回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

只今、木田委員からいわき市農業委員会憲章の朗読がございました。

残念なのは、コロナの状況が悪化してから唱和が全員でできなくて、改めて1番から5番までの憲章を読みますと、我々の職務がほとんどこれに網羅されていますので、一日も早く、総会が始まる前には、全員で唱和ができることを望むばかりであります。

委員の皆様には、第1回総会が7月8日に引き続いての総会となりますが、実質的には、許認可その他非常に重要な案件をこれから皆さんが担うという点では、今日が新たなスタートだと認識していただければと思います。

委員の皆様には、女性3人を加え、4人となり新たな体制でこれから進むことについては、非常に期待感も多いし、委員の皆様もこれからどのように活動するか思いを起こすことが多いのではないかと思います。

第2回になります。許認可その他様々な案件を扱いますので、初めての方は戸惑うこともあるかと思いますが、先輩方の言動に注意しながら、いち早く任務に慣れることに努力していただければと思います。

この時期で、本当であれば、田植えが終わって草刈真っ盛りです。

最近、穂を見ると幼穂形成期に入っていて、予報ですと8月初旬頃には出穂ではないか、三和地区ですとひとめぼれなどはかなり進んでいる。

今年はかなり早めに積算温度が到達する予報ですので、この辺で作っているコシヒカリも田植え時期によっては違いますが、5日から10日頃には出穂を迎えるのかなと思います。

そういう管理の中で一番気になるのは、最近の高温です。

ここ2、3日、福島市などでは37度を超しているという中で、熱中症に気を付けて農作業をしなければならない。

今のところ、皆さんには熱中症になったという情報は入っていませんので、水分を摂りながら農作業されているのではないかと安心しております。

ただ、本格的な夏はこれからですので、まずは熱中症対策を十分に行って、コロナ対策と合わせて頑張っていただければと思います。

午後には、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付ということで、残念ながら32名の中で4名欠員となっていますが、28名に委嘱状を交付することになります。

本日から、第17期いわき市農業委員会の本格的なスタートになります。

草野会長 ます。

今日は、午前中からの対応で大変かと思いますが、水分を摂りながら一日頑張っていたいただければと思います。

本日の総会としては、定例となります農地法に係る許可申請の他に、農業者年金の推進計画や、農作業労働賃金標準額の協議など御審議をいただくこととなっております。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局 (阿部次長) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長 (草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することを御報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第2回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号3番、志賀幸委員
5番、田子耕一委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (阿部次長)	－議案書2ページにより会務報告－
議長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特にありません。
議長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当するかがいれば、議案審議の際、申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の3ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>御手元の資料1をご覧願います。</p> <p>農業者年金は独立行政法人農業者年金基金が運用する、農業者のための年金制度になります。</p> <p>独立行政法人農業者年金法に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としております。</p> <p>また、法律の規定に基づき、いわき市が独立行政法人農業者年金基金からの業務委託を受け、その事務を農業委員会が担うこととされております。</p> <p>制度の大きな柱は、国民年金の1号被保険者で、農業者の方であれば、加入することができ、支払った保険料を元本に、65歳以降に国民年金に上乘せして2階建て部分を受け取ることができるというものです。</p> <p>賦課型の年金制度とは違い、支払った保険料を原資とする確定拠出型が特徴で、農業者にとって大変メリットのあるものとなります。</p>

事務局
(吉田主査)

農業者年金制度の特徴については、お配りしている資料を別途御確認ください。

本年度の加入推進活動計画につきましては、5ページからの福島県農業会議等の関係団体が作成しました、第4期中期計画における令和3年度の新規加入目標数に基づき定めるものであります。

本市の加入推進活動計画については、1ページから4ページのとおりです。

主だった点を挙げて説明致します。

1の今年度加入目標人数は、3人となっており、内20歳から39歳が1人、女性が1人と設定されております。

5の加入推進強化月間の設定につきましては、従来どおり、前期が10月から11月、後期が来年1月から2月のそれぞれ2か月間としております。

前期及び後期の加入推進活動計画案の詳細は、3から4ページのとおりであります。

農業委員の皆様には、法定業務として農業委員会等に関する法律第6条第3項に、法人化その他農業経営の合理化に関する事項に、農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告の推進、農業者年金の加入推進、家族経営協定の推進が規定されており、農業者年金の加入推進は重要な業務の一つとなっております。

なお、戸別訪問を行うにあたり必要となる啓発グッズ及び加入推進対象者等名簿につきましては、例年通り、前期強化月間の前月であります9月の総会時にお渡ししたいと考えております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より説明がありました。

初めて農業者年金の名称を聞いた委員の方もあろうかと思いますが、農業委員の皆様には、キャンペーンに留まらず年間を通じて推進活動をする、重要な取組みのひとつです。

そんなわけで、今後は業務に励んでいただきたいと思います。

この説明については、委員の皆様から御意見、御質問ありますか。

事務局
(金成主査)

事務局から補足で説明させていただきます。

農業者年金の加入推進について、本日お配りしている資料の中に、農業者年金加入推進セットというのがあるかと思います。

こちらは、第16期から継続されている方には、本年4月に一度お配りしたものであります。第17期がスタートするに当たり、全員に改めてお配りしたものです。

中を開いていただくと、農業者年金制度の説明が入った冊子、戸

事務局
(金成主査) 別訪問の際に農業者にお配りいただくパンフレット、戸別訪問した際の訪問記録を記載する用紙が入っております。
これから、加入推進活動されるに当たり、御使用くださいますようお願い致します。
説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第1号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画(案)については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の4ページを、お開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は担当者が説明致します。

事務局
(鈴木主査) 本日の議案に入ります前に資料の訂正がございます。
議案説明書の3ページ、番号1番、譲渡人の住所に誤りがありましたので訂正願います。
併せて、現地調査位置図1ページの譲渡人の住所についても訂正となります。
大変失礼致しました。
それでは、説明をさせていただきます。
地図につきましては、別紙現地調査位置図と併せてご覧下さい。
議案説明書3ページをお開き願います。
番号1番から3番につきましては、売買による所有権の移転であります。
番号4番につきましては、贈与による所有権の移転となります。
番号5番につきましては、使用貸借権となります。

事務局 (鈴木主査)	<p>番号6番につきましては、当該農地の地下へ送電線を埋設する区分地上権の設定案件であります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田6,040㎡、畑15,998㎡、合計22,038㎡となります。</p> <p>議案書4ページをお開き願います。許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の5ページを御確認ください。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
1 番 木田委員	<p>議席番号1番、木田テイ子です。</p> <p>番号1から3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願い致します。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>番号4番から6番までは、事務局で現地を調査しましたが、特段問題はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p>
5 番 田子委員	<p>議席番号5番、田子耕一です。</p> <p>初めてですので、分からない記号があるものですからそれについて教えていただきたいと思えます。</p> <p>4ページの番号6番ですが、許可基準の欄が点線になっているのですが、これは丸が付いているところが許可できるものとの認識ではないのでしょうか。</p> <p>全てに丸がついているものが、許可要件に合致しているという説明かと思えますが、そうすると点線になっているのはどうなのか説明をお願いします。</p>

事務局 (府川係長)	<p>番号1番から5番については、農地を農地として利用する目的で農地法第3条許可申請が提出された事案となります。</p> <p>そこで、営農するのが目的ですので、議案説明書5ページの農地法第3条第2条の第1号から7号の各号に該当しない場合に許可できるとされており、非該当の場合に丸が付いております。</p> <p>つまり、全て丸が付いていれば許可できるとされております。</p> <p>なお、番号6番の区分地上権の設定については、その権利そのものは営農が目的ではなく、この事案については、既に地下に送電線が埋設されております。</p> <p>これから、埋設する場合もそうなのですが、営農に係る条件については、そもそも許可に際して判断しませんので、営農の条件となる部分を判定していないという意味で、棒線として記載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
5番 田子委員	<p>そうすると、農耕に利用しない場合は、転用も許可できると理解してよろしいのでしょうか。</p>
事務局 (府川係長)	<p>説明が不足しておりました。</p> <p>番号6番については、上部については営農できる状況であることを確認しております。</p> <p>この案件は、地下埋設部分として、営農ではなくその中の部分を使う権利、そのため区分地上権を設定するものです。</p> <p>そのため、営農には支障が無いということを判断しております。</p>
5番 田子委員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>

議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 5 ページを、お開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、御説明いたします。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書 7 ページ、許可申請に係る意見及び決定理由書 1 ページをお開き願います。 番号 1 番、申請土地は久之浜町外 9 筆、登記地目は全て畑、転用面積は合計 19,570㎡です。 転用目的は、農地改良工事のための一時転用です。 当該申請地は、申請人であるいわき市が防災集団移転促進事業により取得し、事業者と賃貸借契約を締結し、耕作に適した土を盛土し、ケナフ栽培を行うことを予定しておりましたが、土地の形成変更想定より多額の費用を要することが判明し、事業が停滞しておりました。 この度、いわき建設事務所から、災害復旧工事により発生した土について、無償で提供されることとなり、当初計画していたケナフ栽培のため、申請地全体に 50cm の盛土を行うものです。 以上 1 件、面積は、田 0 ㎡、畑 19,570㎡、合計 19,570㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。 ここで、現地査時の意見等の報告をお願い致します。
2 番 四家委員	議席番号 2 番、四家誠です。 番号 1 番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

—意見無しの声有り—

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

—異議無しの声有り—

議 長
(草野会長) 御異議なしと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定によ
る許可申請については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願
いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の6ページを、お開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は担当者が説明致します。

事務局
(福田主査) 議案説明書8ページをお開き願います。
議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに
ついて、御説明いたします。
配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくだ
さるようお願いいたします。
議案説明書9ページをお開き願います。
番号1番、土地の所在は勿来町、登記地目は畑、転用面積は737㎡
です。
転用目的は、太陽光発電設備です。
本案件は、令和2年8月26日付けで許可された、農地法第5条の
許可の取消しでございます。
番号2番、土地の所在は内郷、登記地目は畑、転用面積は378㎡で
す。
転用目的は、太陽光発電設備です。
本案件は、令和3年2月26日付けで許可された、農地法第5条の
許可の取消しでございます。
番号3番、土地の所在は遠野町、登記地目は畑、転用面積1,127㎡
です。
転用目的は、太陽光発電設備です。

事務局 (福田主査)	<p>本案件は、令和2年9月25日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>番号4番、土地の所在は久之浜町、登記地目は田、転用面積502㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和3年2月18日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由について、いずれも同じ理由となっており、工事計画が遅れ、許可申請時に予定していた令和3年3月までに工事が完了しなかったことに加え、配置する太陽光パネルの種類が許可申請時に予定していたものと変更となり、配置位置及び枚数に変更が生じることから、計画の見直しを行い、改めて許可申請を行うため、許可の取り消しを願い出るものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号1番から番号4番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p>
2 番 四家委員	<p>議席番号2番、四家誠です。</p> <p>資料の番号3番の住所ですが、読み方が違っていませんか。</p>
事務局 (府川係長)	<p>先程、子字名を誤って読んでおりました。</p> <p>四家委員の御指摘のとおりでございます。</p> <p>失礼致しました。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ござい</p>

議 長
(草野会長)

ませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議なしと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。

次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の 7 ページを、お開き願います。

【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は担当者が説明致します。

事務局
(福田主査)

議案説明書10ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明いたします。

議案説明書11ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書 3 ページをご覧願います。

説明の前に資料の訂正が御座います。

議案説明書11ページの番号 1 番の案件について、変更事項が変更となります。

現在、設置パネルの配置及び進入路の変更となっておりますが、正しくは設置パネルの枚数、配置及び進入路の変更となります。

また、許可申請に係る意見及び決定理由書 3 ページの変更理由についても、設置パネルの配置及び進入路の変更となっておりますが、正しくは設置パネルの枚数、配置及び進入路の変更となります。

以上、訂正のほどよろしくお願ひします。

大変失礼しました。

番号 1 番、申請地は、好間町、登記地目は畑、転用面積は681㎡です。

当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、設置パネルの枚数、配置及び進入路の変更です。

本案件は申請時においては事業区域の南側に面する私道からの進入路を整備する計画でありましたが、計画中に当該私道所有者から通行を禁じられたため、やむを得ず東側の道からの進入路を整備することとし、それに伴い太陽光パネルの配置を変更したことから、事業計画変更申請があったものです。

申請人は、事務局からの指導に従い、速やかに事業計画変更を申

事務局 (福田主査)	<p>請したこと、顛末書にて再発防止を確約していること、変更後のレイアウトも妥当であることから、変更もやむを得ないと考えます。</p> <p>当該案件については、パネルの配置変更を完了した後の事業計画変更申請であったことから、委員が調査を実施しております。</p> <p>番号2番、申請地は、三和町です。</p> <p>当初の転用目的は建設工事仮設現場事務所敷地としての一時転用であり、変更申請の内容は事業の操業期間又は施設の利用期間の変更です。</p> <p>本案件は、当初申請時においては、期間を令和2年12月25日から令和3年7月30日までとしておりましたが、工事発注者であるいわき建設事務所から工期が延長されたため、期間を令和2年12月25日から令和3年10月30日までとする事業計画変更申請があったものです。</p> <p>なお、当該案件は事業計画の変更を伴わず、期間の変更のみであることから、事務局のみで調査を実施しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
3番 志賀委員	<p>議席番号3番、志賀幸です。</p> <p>番号1番について、変更内容が、太陽光パネル設置後の計画変更であったため現地を調査した結果、既に計画変更後の配置で太陽光パネルが設置されていることを確認しました。</p> <p>申請者は、転用許可後にパネルを設置しようとしたところ、当初に許可を受けた計画では、進入路が確保できないことから、当初計画と異なる配置でパネルを設置してしまったとのことです。</p> <p>当該申請者は、事務局からの指導に従い、速やかに事業計画変更申請を提出したこと、併せて顛末書を提出し、再発防止を確約していること、さらには変更後のレイアウトも妥当であることから、承認することもやむを得ないと考えます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて事務局お願い致します。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号2番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長
(草野会長) 只今の報告では、許可もやむを得ず、また特に問題無いとのこと
でした。
委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

—意見無しの声有り—

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

—異議無しの声有り—

議 長
(草野会長) 御異議なしと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定によ
る許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致しま
す。
次に、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の8ページを、お開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書12ページをお開き願います。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定
理由書をご覧願います。
説明の前に資料の訂正がございます。
議案説明書15ページの番号16番の案件について、転用目的が変更
となります。
現在、携帯電話無線基地局塗装工事に伴う作用ヤードとなってお
りますが、正しくは作業ヤードとなります。
以上、訂正をお願いします。
大変失礼しました。
それでは説明いたします。
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読
み上げます。
議案説明書13ページをお開きください。
1番、泉町、畑330㎡、駐車場、資材置場です。
2番、勿来町、田321㎡、資材置場です。
3番、山田町、畑91㎡、駐車場です。

事務局 (坂本主査)	<p>4番、山田町、田1,350.92㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>5番、山田町、畑231㎡、自己住宅敷地です。</p> <p>6番、四倉町、畑497.11㎡、分家住宅、自己用住宅敷地です。</p> <p>7番、四倉町、田610㎡、資材置場です。</p> <p>8番、小川町、畑807㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>9番、小川町、田964.04㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>10番、好間町、畑1,392.62㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>11番、好間町、畑1,561.45㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>12番、大久町、田884.75㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>13番、三和町、畑1,215㎡、河川災害復旧工事に伴う資材置場のための一時転用です。</p> <p>14番、三和町、田及び畑、640.33㎡、仮設道路のための一時転用です。</p> <p>15番、久之浜町、田435㎡、工事用通路及び資材置場のための一時転用です。</p> <p>16番、久之浜町、畑129.645㎡、携帯電話無線基地局塗装工事に伴う作業ヤードのための一時転用です。</p> <p>以上16件、面積は、田5,012.35㎡、畑6,448.515㎡、合計11,460.865㎡となります。</p> <p>申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
1 番 木田委員	<p>議席番号1番、木田テイ子です。</p> <p>番号1番から番号12番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて事務局お願い致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>番号13番から番号16番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いとのことでした。
委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議がなしと認め、議案第6号、農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、事務
局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の9ページを、お開き願います。
【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は担当者が説明致します。

事務局
(渡邊主任)

議案説明書の16ページをお開き願います。
いわき市農用地利用集積計画について説明させていただきます。
まず、いわき市農用地利用集積計画とは、農用地の借入れや貸付
けを一括して行うための市の計画のことです。
議案説明書の18ページをお開き願います。
農地利用集積計画第9号の内容について説明致します。
第9号は、新たに利用権、賃貸借を設定する事案であり、今回は
全て、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業によ
り新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するもの
であります。
実施地区は平、四倉、三和、借り手6名、貸し手7名。
対象筆数は田21筆、面積は田34,221㎡となっております。
なお、議案説明書21ページまで、農用地利用集積計画の詳細な説
明は省略させていただきます。
以上、第9号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

—意見無しの声有り—

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

—異議無しの声有り—

議 長
(草野会長)

御異議なしと認め、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画に
ついては、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を
求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の22ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致しま
す。

6月は20件の届出がありました。

合計面積は、田109,522.37㎡、畑37,652.42㎡、合計147,174.79㎡
でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書27ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

6月は5件の届出がありました。

合計面積は、田416㎡、畑854.5㎡、合計1,270.5㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書19ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

6月は19件の届出がありました。

事務局 (府川係長)	<p>合計面積は、田4,538㎡、畑6,728㎡、合計11,266㎡でございます。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 次の、報告第4号は小川係長より報告致します。</p>
事務局 (小川係長)	<p>議案書の13ページをお開き願います。 【報告第4号を朗読、報告事項を説明】 農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。 次の35ページをお開きください。 これらは、錦町の東日本大震災に伴う基盤整備事業の換地処分により、従前の土地で設定されていた農地中間管理事業賃貸借の解約分となり、明細は、別紙、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知に係る一覧表、農地所有者、同じく表耕作者の通りです。 換地による新たな農地中間管理事業の貸借は、6月の第40回総会で議決されております。 それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。 現況地目は、田、畑。 合計面積は、田972,364.52㎡、畑15,608㎡、合計987,972.52でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定により、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 私からは以上であります。 続いて草野係長から報告があります。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の14ページをお開き願います。 【報告第5号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書は37ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。 6月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は、田5,618.72㎡、畑147㎡、合計5,765.72㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 議事の報告と致しまして、以上になります。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。 続きまして、協議事項に入る前に、これより休憩と致します。 只今、10時50分です。</p>

議 長
(草野会長) 10分間休憩とし、再開は11時00分からと致しますので、よろしくお願い致します。

(10分間休憩)

議 長
(草野会長) 全員お揃いですので、議事を再開致します。
次に、協議事項に移ります。
令和4年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査) 資料2をお開き願います。
令和4年農作業労働賃金標準額について説明致します。
農作業労働賃金標準額は、農業委員会の法定業務ではなく、任意業務として、例年作成をしているものです。
市内の農作業労働賃金の適正化を図るとともに、農作業受委託が円滑に推進されることを目的として、一般的な農作業について、標準的な金額を作成し公表しています。
今後、委員の皆様で協議をいただき作成する標準額については、A3版の資料の表面となります。
なお、標準額については、JA福島さくらいわき地区本部に確認の上、承認を受け、市内の農業者に配付しております。
資料の2ページをお開き願います。
令和4年農作業労働賃金標準額策定のスケジュールですが、次回8月の第3回総会から、具体的な協議に入って参ります。
概ね10月の総会まで協議を重ね、11月総会で素案を提示、12月総会上程を予定しております。
素案がまとまりましたら、JA福島さくらいわき地区本部に確認いただき承認を得る予定です。
総会議決後に、印刷し、令和4年1月末にJA福島さくらいわき地区本部を通じて農業者に配付する予定となります。
資料の1ページにお戻りください。
2の公表と配付についてですが、農業者への配付の他、市ホームページでも公表を予定しております。
3の今後についてですが、8月の第3回総会から本格的な協議を行います。
資料については、第16期に実施したアンケート調査をとりまとめ、各自治体の情報等もまとめた上で、後日送付させていただくこととします。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。
初めてこの標準額というものに触れる委員の方もいると思いま
す。
標準額の策定は、農業委員会の大切な業務の一つであります。
次回から本格的な協議ということですが、委員の皆様から、御意
見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長) 無ければ、本日の協議はこれまでとし、次回以降も引き続き協議
をして参ります。
次に、その他に移ります。
まず、事務局から何かありますか。

事務局
(小川係長) 事務局から資料について説明致します。
【資料3】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関
する指針」について
⇒説明した。
【資料4】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出に
ついて（報告）
⇒説明した。

事務局
(府川係長) 【資料5】定例的現地調査スケジュール
⇒説明した。

他に、委員の皆様から何かありますか。

11番
鈴木委員 議席番号11番、鈴木理です。
資料3に関連して参考のためにお聞きします。
いわき市でGAP認証取得者が何名いるか、いわき市農林水産部
で把握されているかと思いますが、何時でも構いませんが、教えて
いただければ幸いです。
実は、委員の皆様にも伺いたいこともありましたが、時間の都合
もありますので、結構ですが、18日の夜に、電話があり、週刊新潮
の記者という方からでした。
マスコミの報道で御存知かと思いますが、オリンピック選手村に
入った、韓国の選手団から、福島県産の食材は食べない、食べられ
ないということで、独自の方法で食事を調達している。
この考え方、発言、要望についてあなたはどのように思いますかという

11番
鈴木委員

質問だったのです。

幾つか色々な話をしました。

約35分記者と話をしましたが、内容については、次週ということなので、来週の週刊新潮に載るだろうと思います。

その内容については、明日、福島県農業会議にFAXしてもらうように話をしておりました。

明日の夜にはその原稿が私のところに来ると思いますが、名前を載せて良いかとのことでしたので、実名で構いませんとお答えしました。

どのような内容で載るか分かりませんが、皆さんは、こう質問された時に、どう答えますかというのが、私の立場でも聞きたいのです。

本日は結構ですが、頭の中に残っていたときは、週刊新潮を買って欲しいとはいいませんが、ひとつ読んでいただければ、どういう内容なのか、つまりは、こういう問題は私たちがこの立場にいれば避けて通れないと私は理解をしております。

だから何をする、何ができるというわけではなく、いわきにも生産者、消費者色々な考え方がありわけですので、これらの問いかけ、話し合いに分からないでは済まされないと思いますので、持論で構いませんので、どうか己の中で整理をしながら自分の思いを述べられる準備をしていた方がよいのではないかと思います。

議長
(草野会長)

鈴木理委員からの最初の質問ですが、いわき市の農林水産部で把握しているかは定かではないですが、福島県いわき農林事務所ではGAPを進めていて、私もFGAPを取得しましたが、それまでFGAP認証される方はだれか分からなかった。

そうしたら、鈴木義直委員もFGAPを取得されている。

義直委員からもそういった話が無かったもので、後で知ったところですよ。

なぜ、私がGAPを取得したかということ、安全な農作物を作るのが我々農業者の使命で、なぜ、日本がGAPを言い出したかということ、2020のオリンピックにはGAP認証の農産物でないと、認められない、真相はどこまでかは現時点で分かりませんが、県の農林事務所では、水稻、野菜、その他の分類毎に認証者の名簿はできているようです。

本人の了解があれば、マップの中にその名前を入れることも、確認しているのですが、私はできたものは見ていません。

その辺りも、事務局の分かる範囲で、県の農林事務所や市に確認していただければと思います。

議長
(草野会長)

週刊新潮の件は、私も今初めて知りました。
韓国は、日本の農産物について以前からかなり強烈な反応を示しているというのは認識しています。
オリンピックに関しては、そのような対応をしなくてもよいのではないかとは思いますが、国民感情もあるのでしょうか。
事務局でも、分かる範囲で情報収集いただければと思います。
委員の皆様にも、個人的にどのように考えるか、自問自答していただければと思います。
GAPの先輩として、鈴木義直委員、発言はございませんか。

18番
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。
私は、農業やる前は一般のサラリーマンをやっているんですけど、ISOというのは御存知かと思いますが、一般の工業製品はISOの認証を受けないと海外に輸出できないんですね。
その、農業バージョンの中にGAPがあるわけですし、福島県のF、日本はジャパンのJと、アジアGAPのAがあるわけです。
海外までを考えると、大きな法人でないとできないということで、私はJGAPを取得しました。
要は、安全安心をどのようにして表現するかといっても、個人では中々難しい。
今はインターネット等でPRするのも大事かと思うのですが、やはり手っ取り早いのは、FGAPやJGAPを持っていますよと言うと、何となく、鈴木さんの作っている作物は安全安心なのかなというのがあって、それ以前にISOもやっていたというのもあって、これからの農業者、例えば農業高校を出てきて新規で農業始める人達にとっては当たり前になってくるのではないかと思います、私はチャレンジしました。
その前に、有機JASも取っていたのもあったのですが、書類が大変なんですね。
私は有機JASを取っていたので、直ぐ移行できたのですが、その所をある程度クリアできるというのであれば、皆さんもチャレンジしていただければと思います。
以上です。

議長
(草野会長)

FGAP、JGAP、アジアGAPに関しては、私も水稲だけFGAPを取得したのですが、合計146項目くらいのチェック項目があって、今、鈴木委員がおっしゃったとおり、安全安心なものを作る裏付けとして農薬管理、その他の農業資材の保管の仕方、農地の安全状況を全部調べて、それを担保するような形になると思うのです

議 長
(草野会長)

ね。

ですので、将来農業を目指す人は、皆GAPを取得して農産物を自信持って作るというのが、国が求めていることなのかなと思います。

もう一つ、福笑いという福島県の水稲の品種があり、これは誰でも作れると思っている方もいるかと思います。

ところが、GAP認証を受けている方しか作らせない。

なぜなら、あれは特殊な売り方、作り方で、特異性を持たせるためには、作る方も認定された方に作らせるということのようで、その辺も、GAP取った方が皆作れるかという、それでもなさそうなのでね。

これについては、GAP関係もそろそろ認知度が高まってきた中では、研修会その他で、承知してもらおうということも大切なので、今後そういう研修にも加えたいと思います。

他に委員に皆様から何かありますか。

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

特に、無いようでありますので、

以上をもちまして、

いわき市農業委員会第2回総会を閉会致します。